

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人和歌山信愛女学院
② 設置大学名称	和歌山信愛大学
③ 担当部署	法人事務局
④ 問合せ先	073-424-1141
⑤ 点検結果の確定日	令和7年10月23日
⑥ 点検結果の公表日	令和7年10月24日
⑦ 点検結果の掲載先URL	https://www.wsu.ac.jp/about/information_disclosure/
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2-2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1—1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1—1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神及びモットー、基本理念、教育目的について、本学ホームページ、履修のてびき、学生便覧、学生募集要項等に明示し、学内外へ広く周知している。
実施項目1—1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	建学の精神を基に策定された本学の使命・目的の達成に向けて、三つのポリシーであるアドミッഷン・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを一体的に策定し、公表している。三つのポリシーに基づき、学生の学修成果と大学の教育成果を機関レベル（大学全体）、教育課程レベル（学部・学科）、授業科目レベルで評価し、本学の教育の適切性を検証して教育改善を目指すとともに、「和歌山信愛大学アセスメントプラン」を策定し、自己点検・評価を継続的に行って内部質保証に取り組んでいる。
実施項目1—1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は、学校教育法第92条に規定する職務を行うとともに本学を代表して本学の業務を総理し、適切にリーダーシップを発揮している。また、学長を補佐するため組織規程に基づいて副学長を置き、本学の教育・研究・地域貢献及び管理運営に関する重要な業務を掌理している。学部長は、学長を補佐して学部を統括し、教育・研究及び教授会、その他学部の運営に関する校務をつかさどる。現在、副学長が学部長を兼務しており、小規模単科大学ならではの強みである円滑なコミュニケーションを図りながら学長を補佐し、学長がリーダーシップを強力に発揮できる体制を取っている。さらに、学長、事務長、副学長・学部長を中心となつて構成される運営会議において、大学運営や将来計画に関する事項を含む重要事項について審議し、効果的に業務を遂行している。教授会では、学長が教育研究に関する事項等について決定を行うに当たって意見を述べ、運営会議の方針に基づいて全学的な教育研究活動の改革・改善・向上策等の審議を行う。これらの体制を具現化するため、学則及びそれぞれ規程を定め、教学組織の権限と役割を明確化している。
実施項目1—1④	説明
教職協働体制の確保	本学では、運営会議に事務長が参画するとともに、各種委員会・センターを教職協働による大学全体の活動

	と位置付けて全教職員を配置し、一体となって活動する教職協働体制を確保している。また、毎年4月1日に実施する大学全体会議において、本学の使命・目的及び事業計画、内部質保証の組織体制等を全教職員で共有している。そして、教職員の積極的な提案を大切にしながら、学長のリーダーシップの下、運営会議、教授会、各種委員会によるPDCA体制によって、大学全体で一丸となって教育・研究・地域貢献に取り組んでいる。
実施項目1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	本学では、学長のリーダーシップのもと、基本方針及び年次計画を策定し、FD・SD活動を推進している。その際、教職協働の観点から、可能な限りFD・SD活動をすべての教職員が一体となって実施している。毎年度5回の研修会を実施しており、「建学の精神と信愛教育」、「教育研究についての研修」、「人権に関する研修会」、「授業改善に向けた取組」、「今年度の活動のまとめ」等のテーマで、教職員の資質向上を図っている。

原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本法人では、「学校法人和歌山信愛女学院 寄附行為」の第3条（目的）に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、カトリック精神に基づき、誠実敬虔にして社会の福祉に貢献する、有能な人物を養成するために、私立学校を設置することを目的とする。」と定めている。この目的を実現するために、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度を対象とした中期計画「学校法人和歌山信愛女学院 中期計画」を策定している。
実施項目1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	毎年度の事業計画の策定及び予算編成等は、中期計画に基づいて行われており、中期計画実現に向けた進捗状況や到達状況を把握している。また、理事長より示される毎年度の教育目標、計画及び卒業生の状況、免許資格取得状況、入学生の状況等とあわせて、毎年度初めの大学全体会議において全教職員で共有するなど、教職員の使命及び目的意識の向上に向けた継続的な努力を行っている。

原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2－1①	説明
社会の要請に応える人	本学の使命・目的及び教育目的の内容は、学生だけで

材の育成	なく、本学を取り巻く地域社会にも理解いただけるように明確に文章化され、個性・特色として明示している。地域社会の要請に応える人材育成については本学の中期計画にも取り上げ、本学の使命・目的及び教育目的の具現化に向け取り組みを進めている。和歌山県及び県教育委員会、和歌山市及び市教育委員会等、県内の自治体との連携協定を締結しており、地域特性等を考慮しつつ、社会の変化への対応や地域課題の解決に取り組みながら、社会の要請に応え、地域に根差し・地域と共に歩む大学としての役割を果たしている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	学内組織である「きょう育の和センター」と「わかやま子ども学総合研究センター」を中心に、社会貢献・地域連携活動を推進している。「きょう育の和センター」では、「教育」(学生及び地域の諸機関・団体に高度な学びの機会を提供すること)、「共育」(地域で暮らす人が共に子育てに関わる社会を構築すること)、「郷育」(世代間の交流により故郷を大切に想う心を育むこと)の三つをまとめた「きょう育」をキーワードとして、「和(なごみ)の街 和歌山」の実現を目指す活動を展開し、成果を上げている。「わかやま子ども学総合研究センター」では、和歌山県内の教育機関や行政機関等と連携して、子どもの心身の成長・発達・生活・文化・教育・福祉・子育て支援等を総合的に研究し、その成果を教育に反映するとともに、シンポジウムや研究集会、「おでかけ！ 信愛大学」等の社会貢献活動を実践している。また、これらの社会貢献・地域連携活動の成果を、毎年発行する電子ジャーナルや報告書として広く公表している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	大学は、小学校校舎として利用していた建物を和歌山市より譲与を受け、リノベーション工事を実施した。その際、バリアフリーを考慮し、1号館、2号館、3号館、体育館をスムーズに移動できるよう、主要校舎等の入口スロープ等を施工している。車椅子移動の際は、本学正門、もしくは駐車場(専用スペースあり)より1号館、2号館、3号館、体育館、グラウンドに移動することができ、教室入口の段差は無い。また、利用者の便益を考慮して、多目的トイレを1号館1階に設置している。多様な学生に対する学生支援の充実、特にカウンセリングの充実に向けて、授業内でカウンセラーを紹介するなど、カウンセリングの利用や担当教

	員制度が学生にとってより身近なものになるよう環境整備に取り組んでいる。また、多様な背景を理解するために、国際教育交流センターを設置し、教育・支援体制を整えている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会及び女性活躍促進社会の実現に対して、理事長・学長・校長・園長及び2名の業務執行理事は女性である。役員等への女性登用の状況は、理事7名中4名、評議員9名中3名の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為第8条に、理事の資格及び構成を定め、理事の人材確保方針を明確にしている。また、寄附行為第6条において、理事選任機関を評議員会と規定するとともに、第7条に理事の選任について規定し、理事選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為第17条～第21条に、理事会の運営について規定し、適切に理事会の運営を行っている。また、寄附行為第48条に理事会及び評議員会の協議について規定しており、法令又は寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができるなど、理事会運営の透明性を確保するとともに、評議員会との協働体制を確立している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	法令の改正、各省庁からの情報、日本私立大学協会や公益財団法人日本高等教育評価機構からの情報、各種セミナーや研修会等について、理事会等の場で情報提供・参加依頼を行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事については寄附行為第22条～第27条に、会計監査人については第49条～第54条に規定し、選任基準の明確化及び選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明

監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	寄附行為及び監事監査規程、公的研究費内部監査規程、監事監査計画書に基づき、監事は、会計監査人及び内部監査を行う業務執行理事と連携・協力して、適切に三様監査を行っている。
実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	法令の改正、各省庁からの情報、日本私立大学協会や公益財団法人日本高等教育評価機構からの情報、各種セミナーや研修会等について情報提供・参加依頼を行っている。また、適宜、大学等にて実地調査を行い、自己点検評価書や運営会議議事録、教授会議事録等の閲覧・説明並びに学内視察・面談等を行っている。

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の選任について寄附行為第31条に、評議員の資格について第32条に定め、評議員の選任方法並びに属性・構成割合についての考え方を明確にするとともに、選任過程の透明性を確保している。
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	第39条～第47条に、評議員会の運営について規定し、適切に評議員会の運営を行っている。また、寄附行為第48条に理事会及び評議員会の協議について規定しており、法令又は寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができるなど、評議員会運営の透明性を確保するとともに、理事会との協働体制を確立している。
実施項目3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	法令の改正、各省庁からの情報、日本私立大学協会や公益財団法人日本高等教育評価機構からの情報、各種セミナーや研修会等について、評議員会等の場で情報提供・参加依頼を行っている。

原則3－4 危機管理体制の確立

実施項目3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理マニュアル及び事業継続計画として、和歌山信愛大学危機管理規程、和歌山信愛大学危機管理基本マニュアル、和歌山信愛大学危機管理委員会規程を定め、教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象、学生及び教職員等の安全に係る重大な事象、施設管理上

	の重大な事象、社会的信頼を損なう事象等に対し、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法等を定め、学生及び教職員等の安全確保を図っている。また、防災訓練として年1回、学生及び教職員対象の防災訓練を行っている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	建学の精神及び教育理念・目的に基づくFD・SD研修会を実施し、すべての教職員は、和歌山信愛大学就業規則に基づいて、法令を遵守し、高い倫理観を持って互いに協調しながら誠実に職務を遂行している。就業規則には、組織倫理に関する規定としての服務の基本原則及び服務義務、個人情報保護、ハラスメント防止、表彰及び懲戒等についても規定されている。また、組織規程を定め、教職員の職務内容の他に、職位、職制に応じた責務について規定している。教職員が仕事と子育ての両立を図るとともに、女性の個性と能力が十分に發揮できるよう環境整備や労働条件の取り組みに対する計画として学校法人和歌山信愛女学院行動計画を策定している。さらに、内部通報窓口を設置するなど、体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	寄附行為第74条及び学校法人和歌山信愛女学院情報公開規程において、適切な情報公開推進のための方針を定め、大学ホームページの情報公開ページにおいて関係規程等を明示している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページや各種媒体を活用して情報公開する際、対象を、受験生の方、在学生・保護者の方、卒業生の方、企業の方、地域の方といったステークホルダー別に集約し、対象・目的別の情報発信を行って理解促進に努めている。

II－II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明